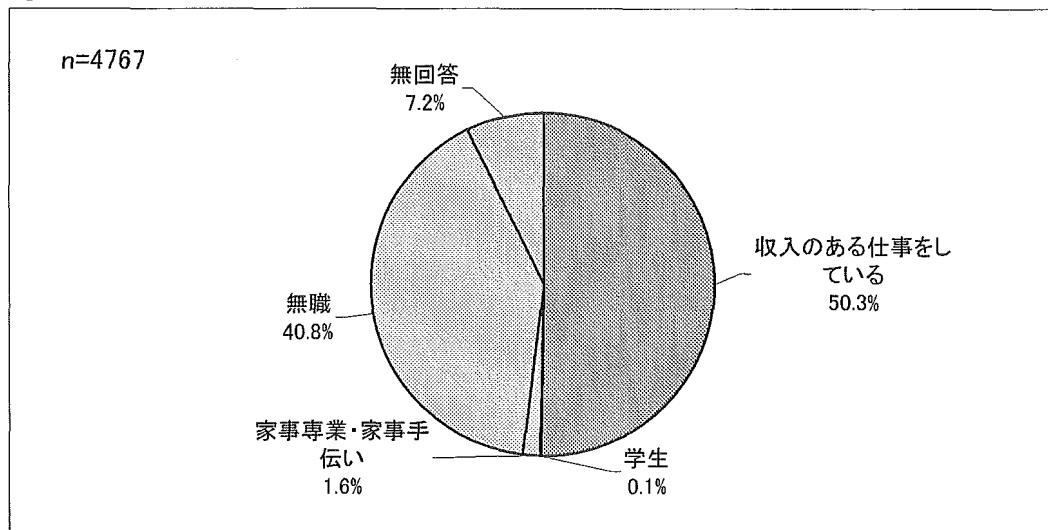
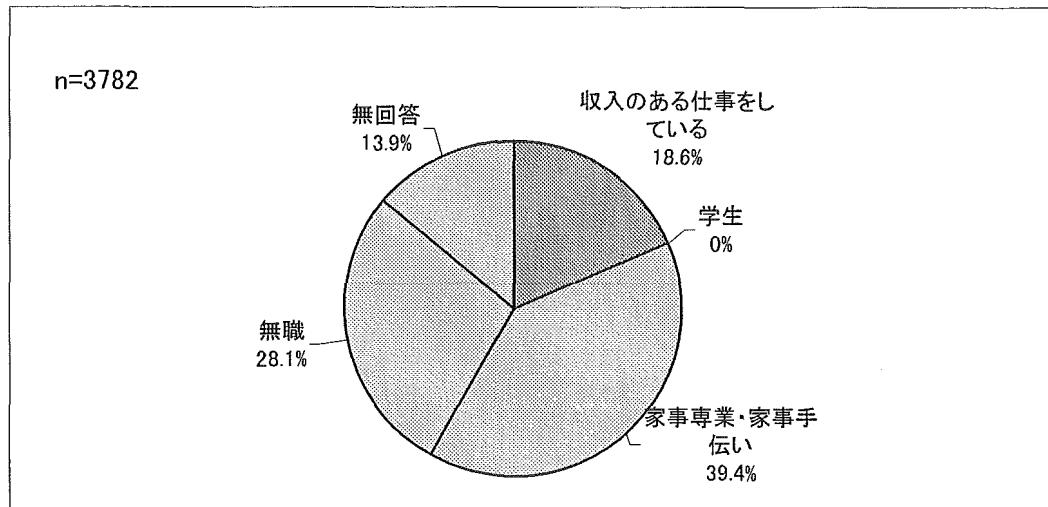


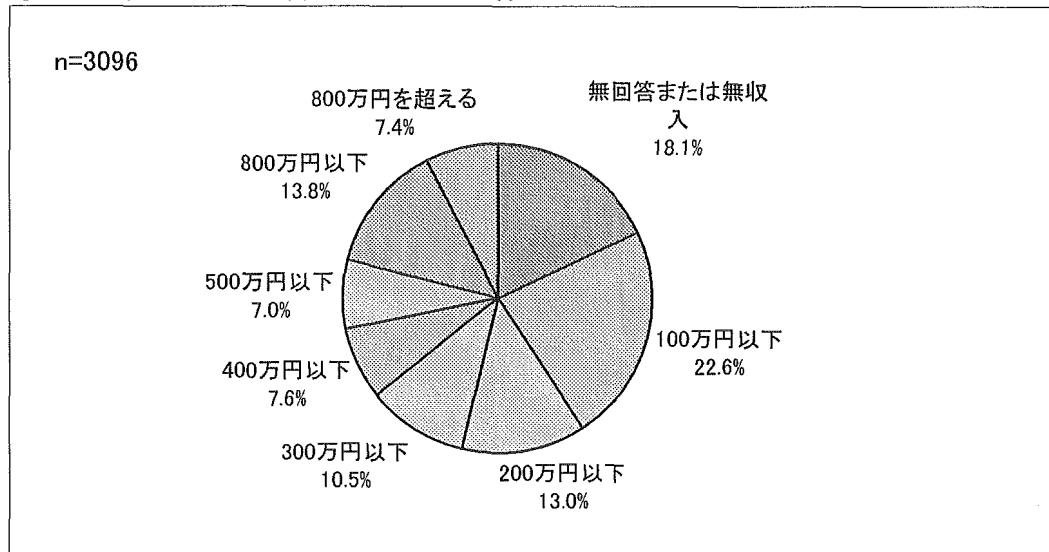
④-1 現在の就労状態 ー男性ー



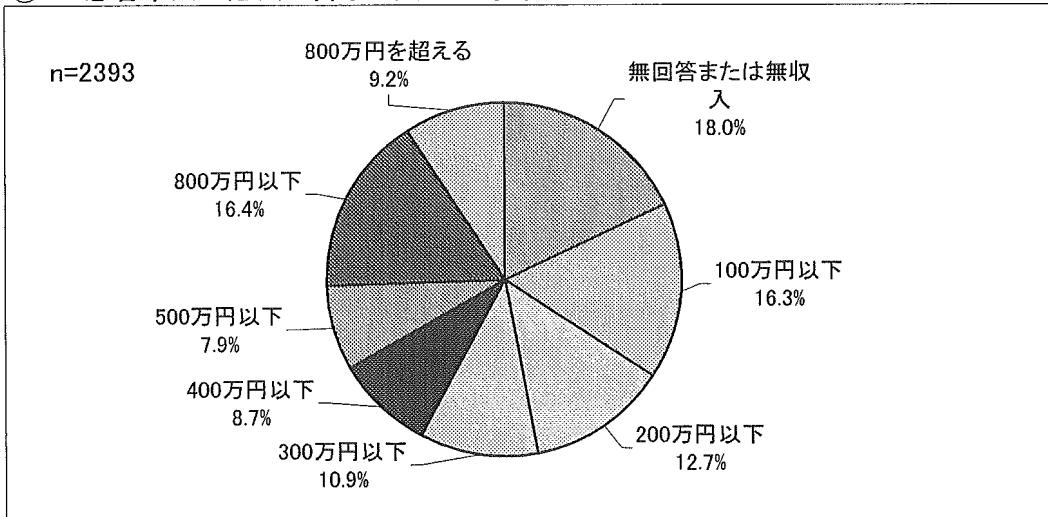
④-2 現在の就労状態 ー女性ー



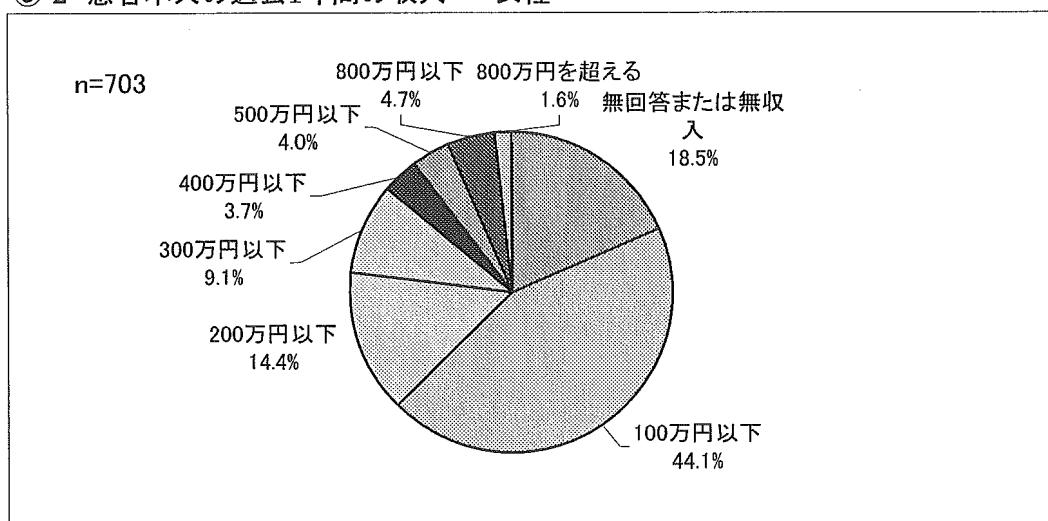
⑤ 患者本人の過去1年間の収入 ー全体ー



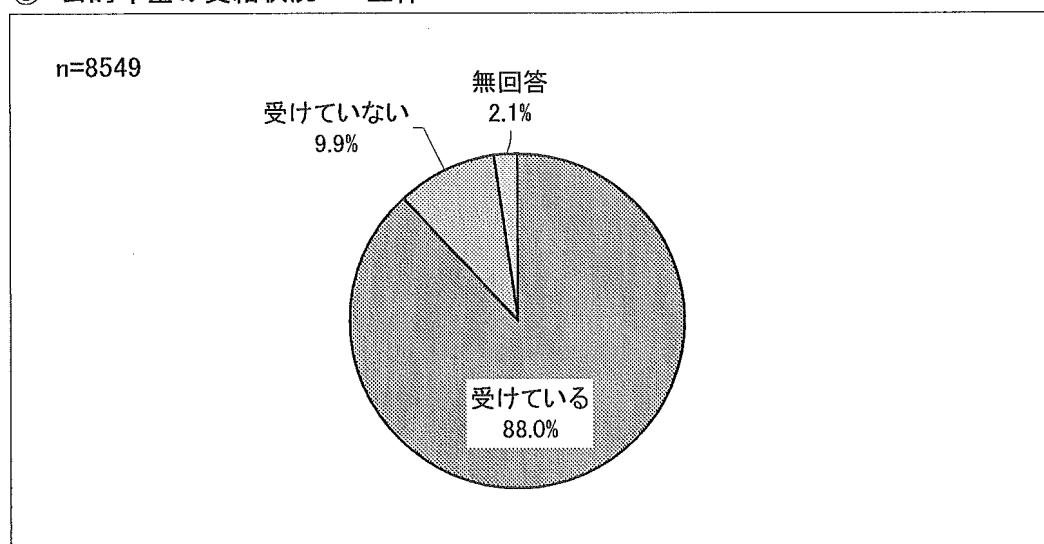
⑤-1 患者本人の過去1年間の収入 一男性一



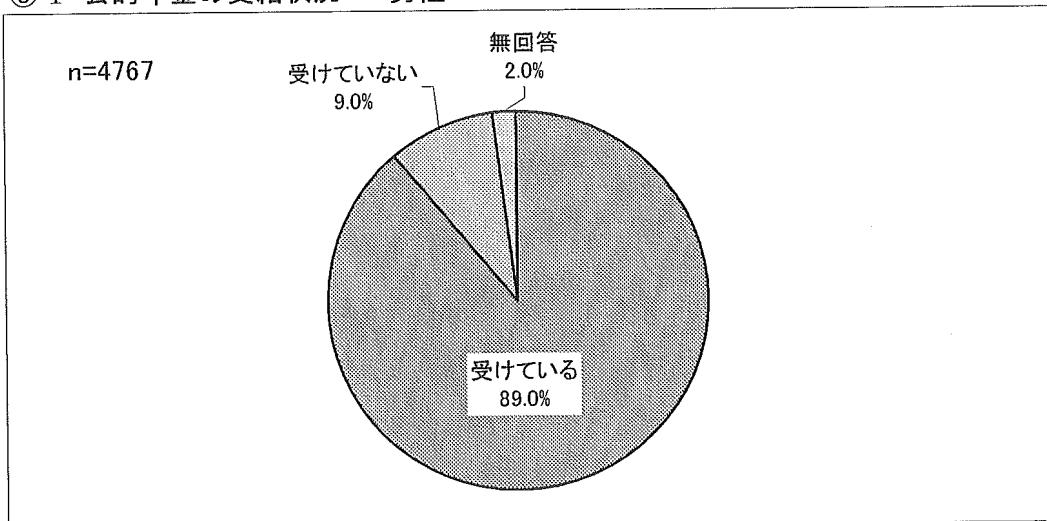
⑤-2 患者本人の過去1年間の収入 一女性一



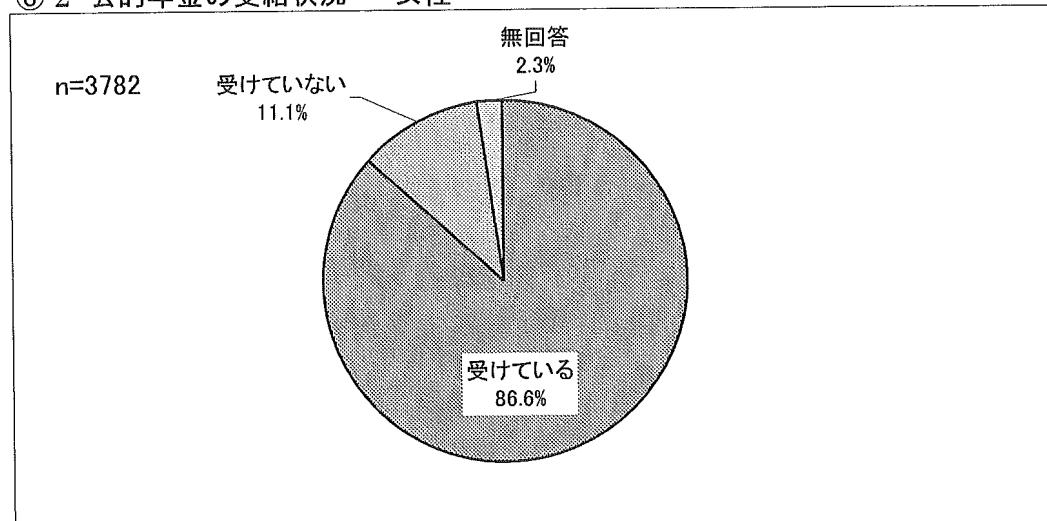
⑥ 公的年金の受給状況 一全体一



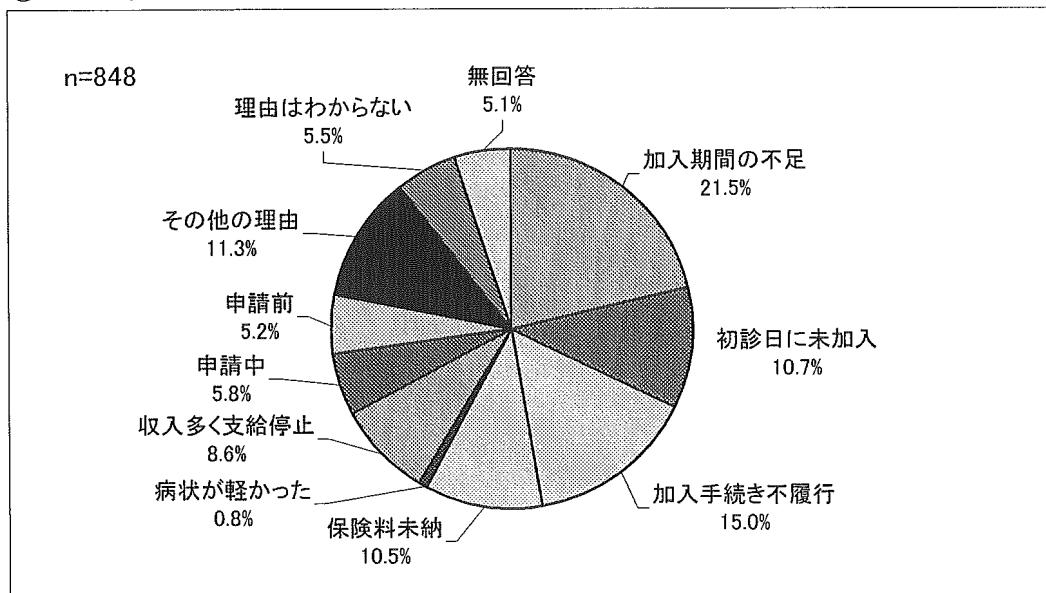
⑥-1 公的年金の受給状況 ー男性ー



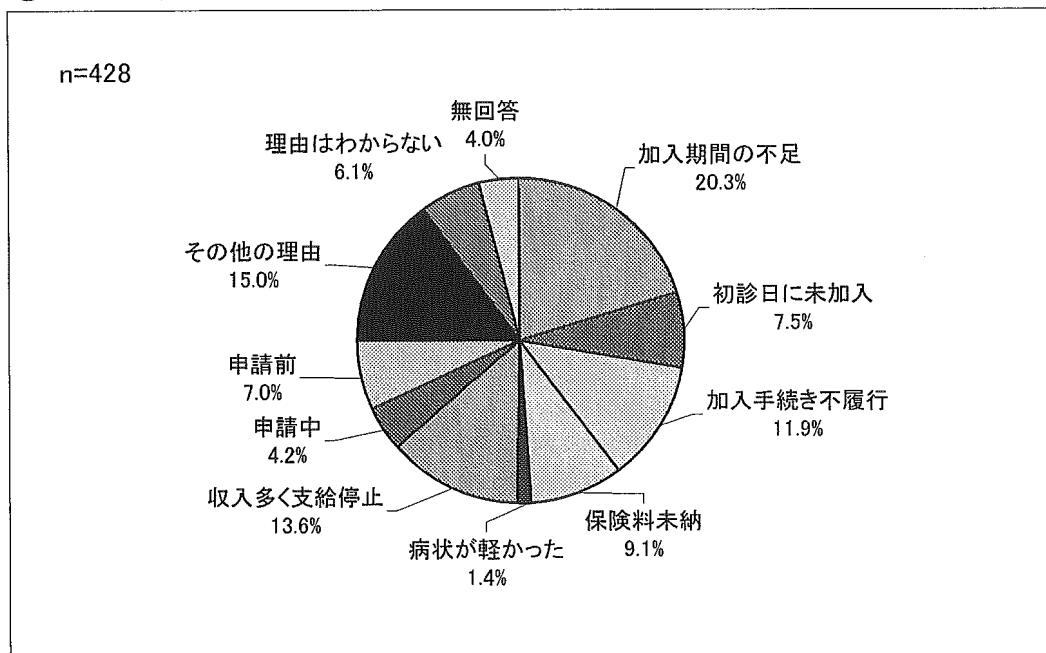
⑥-2 公的年金の受給状況 ー女性ー



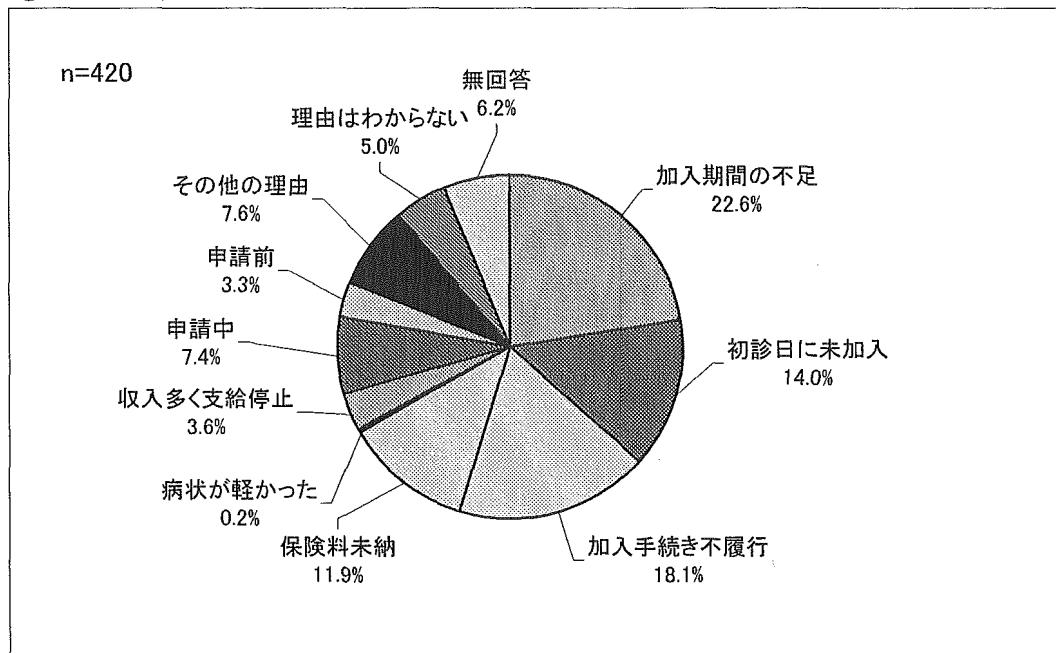
⑦ 公的年金を受けていない理由 ー全体ー



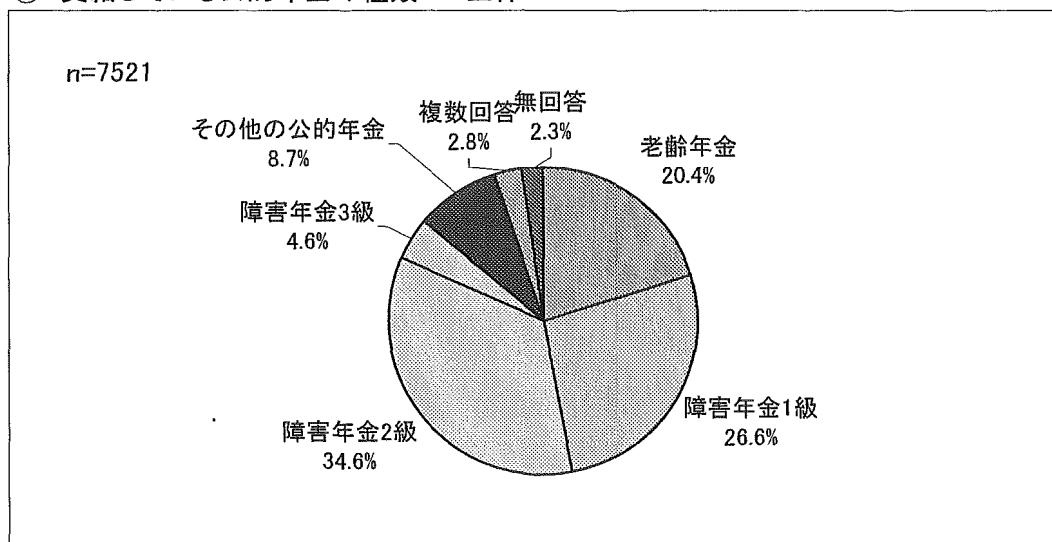
⑦-1 公的年金を受けていない理由 ー男性ー



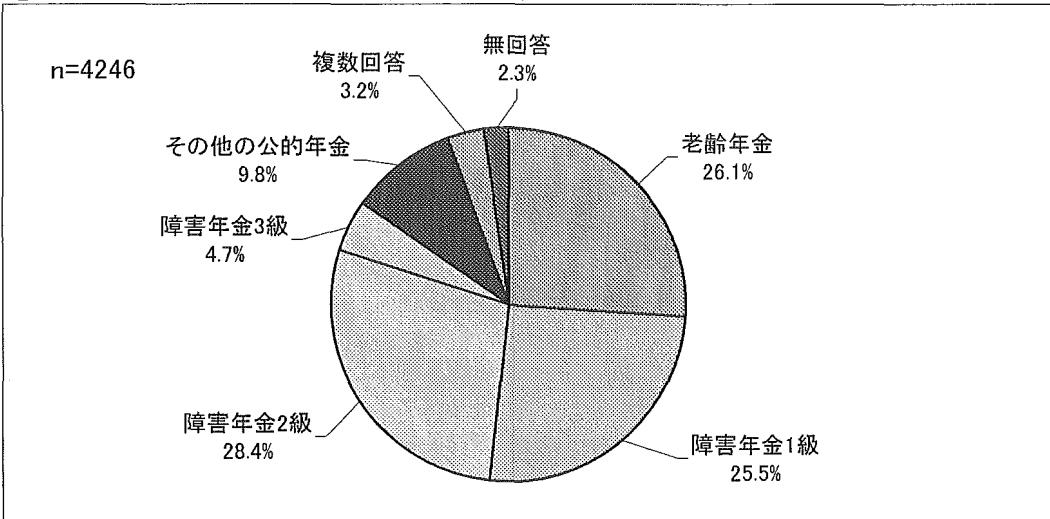
⑦-2 公的年金を受けていない理由 ー女性ー



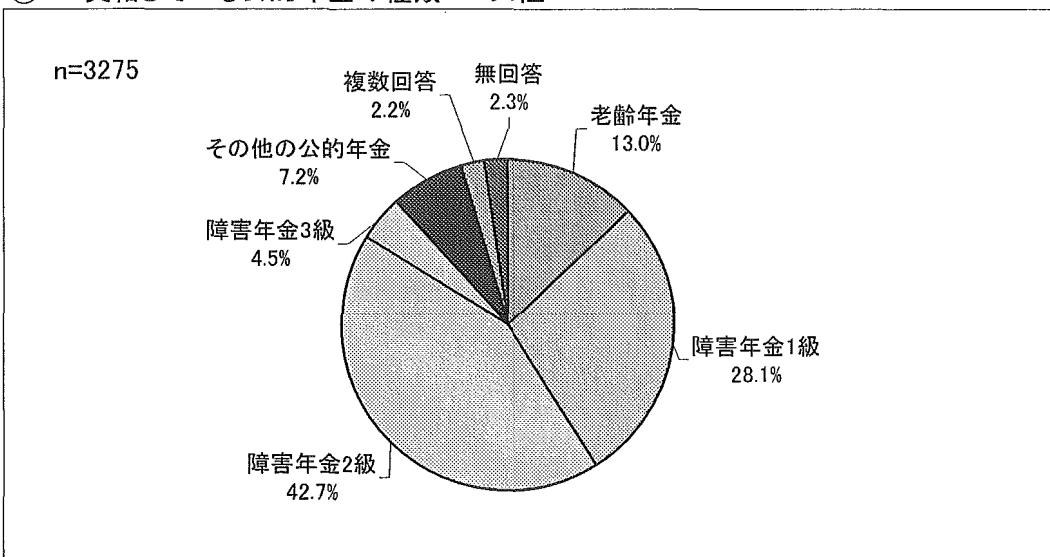
⑧ 受給している公的年金の種類 ー全体ー



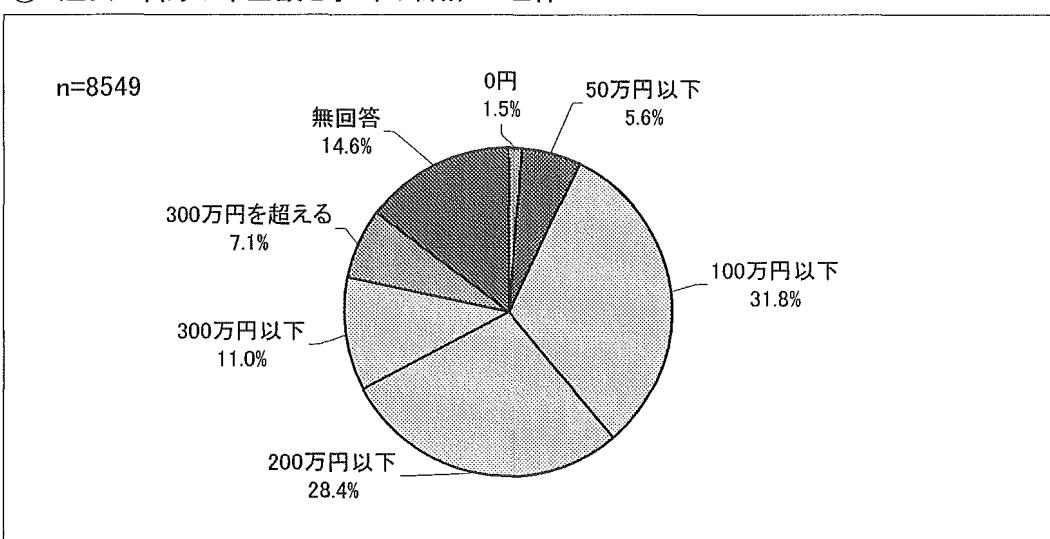
⑧-1 受給している公的年金の種類 一男性一



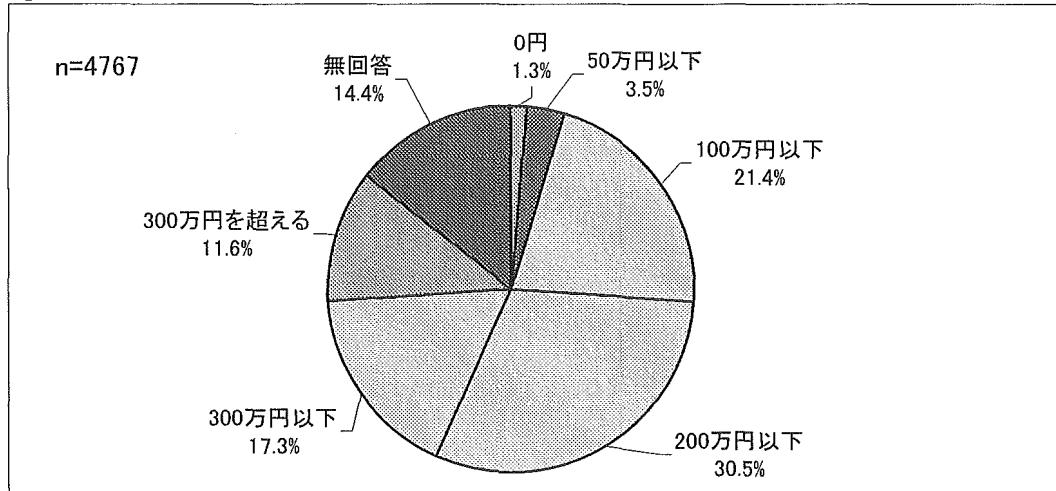
⑧-2 受給している公的年金の種類 一女性一



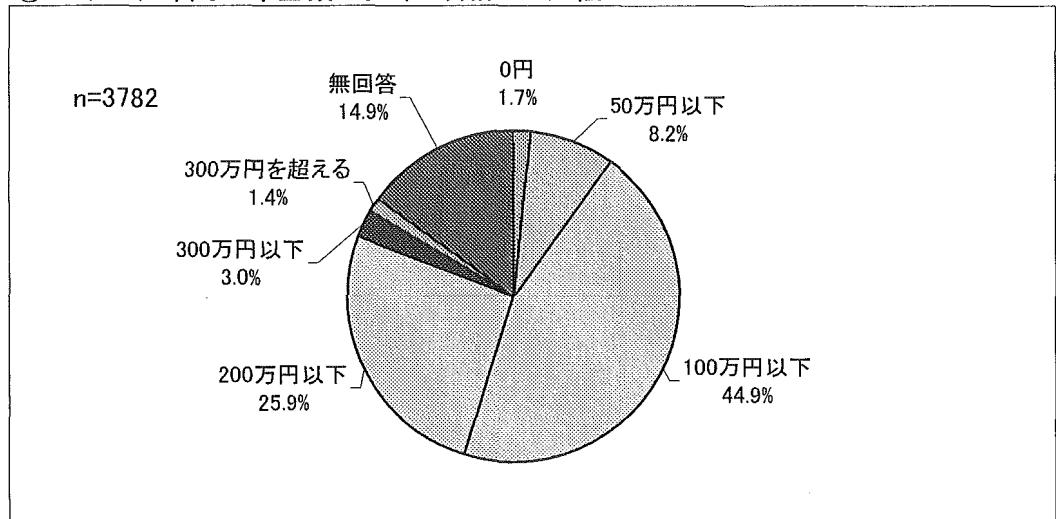
⑨ 過去1年間の年金額と手当の合計 一全体一



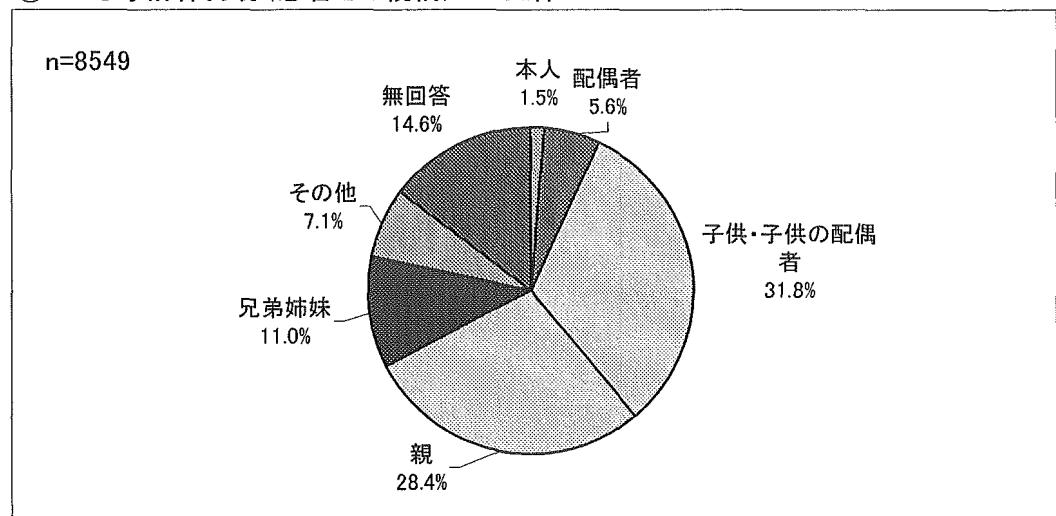
⑨-1 過去1年間の年金額と手当の合計 ー男性ー



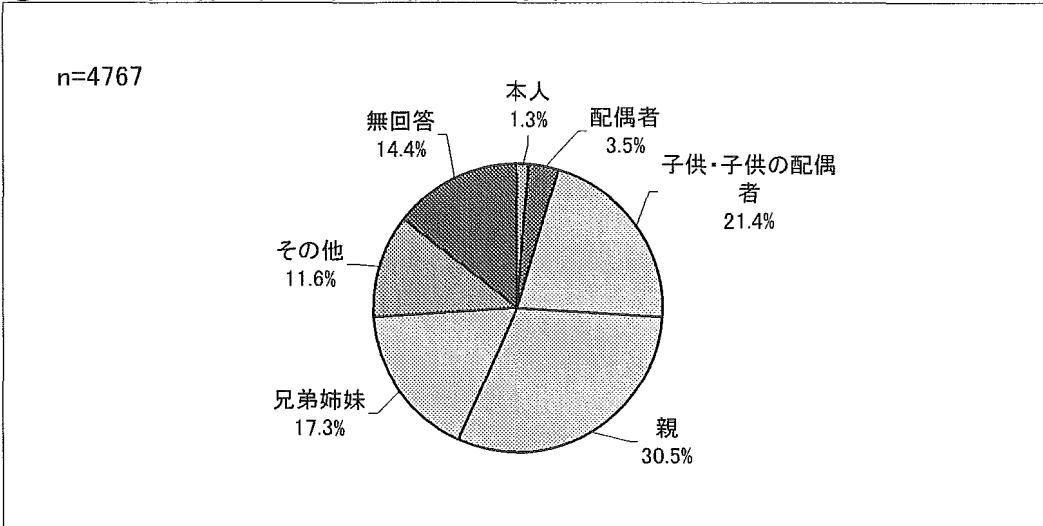
⑨-2 過去1年間の年金額と手当の合計 ー女性ー



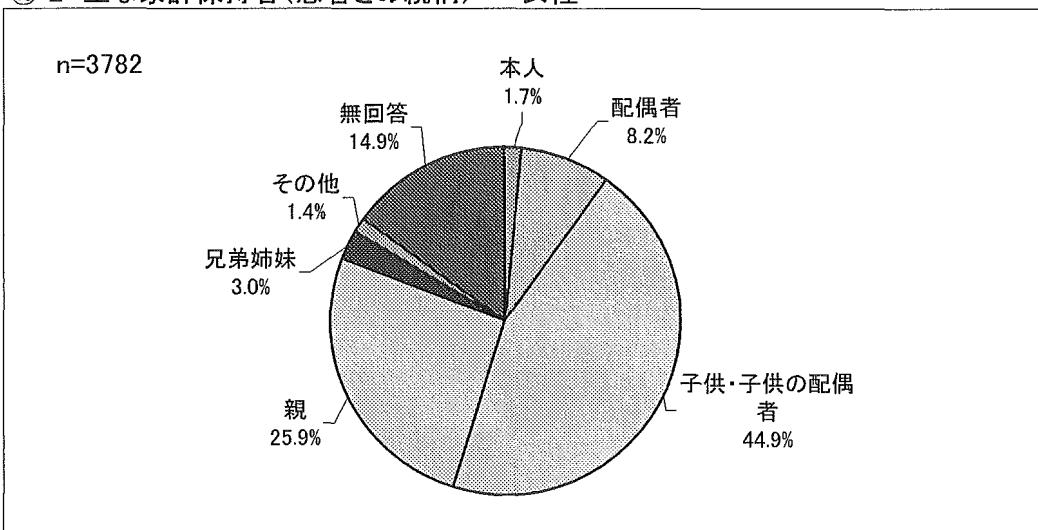
⑩ 主な家計保持者(患者との続柄) ー全体ー



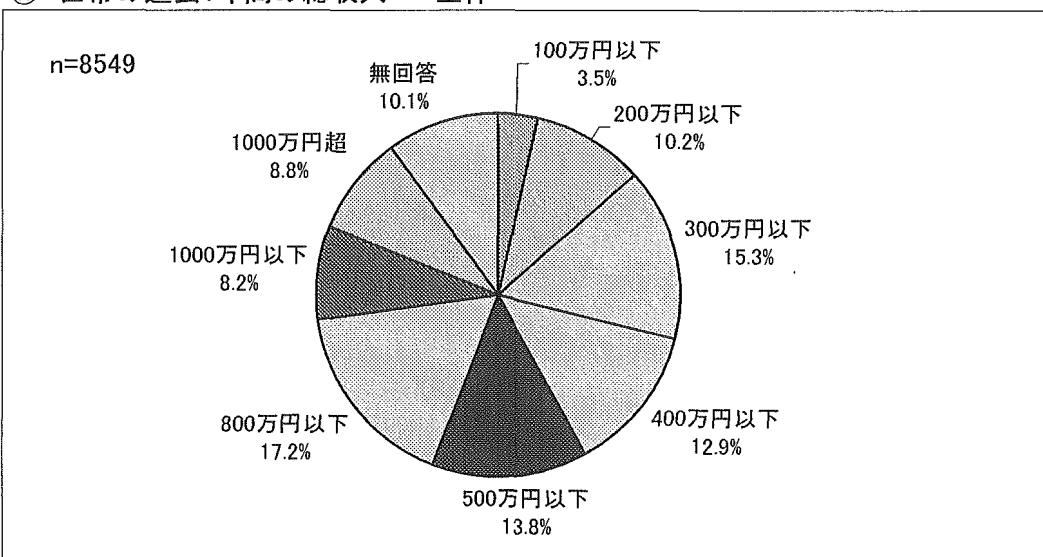
⑩-1 主な家計保持者(患者との続柄) ー男性ー



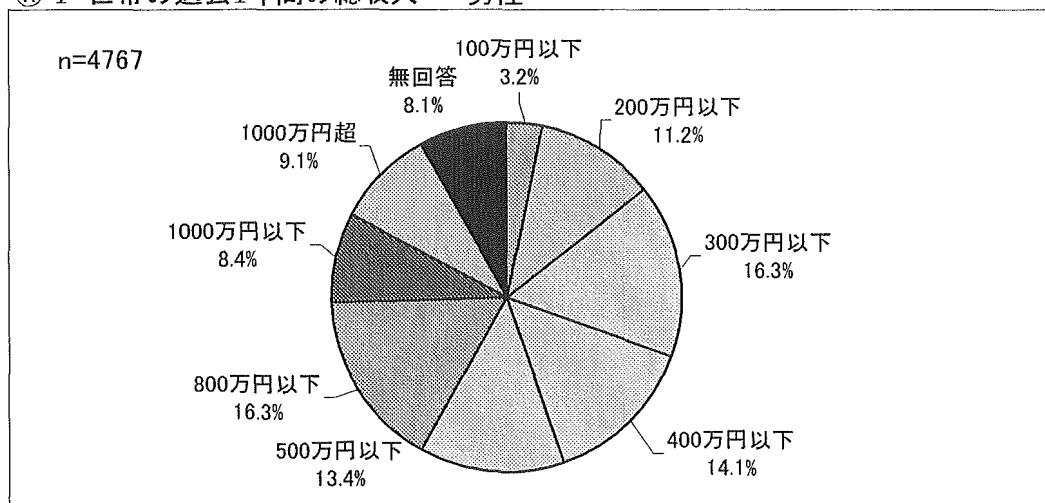
⑩-2 主な家計保持者(患者との続柄) ー女性ー



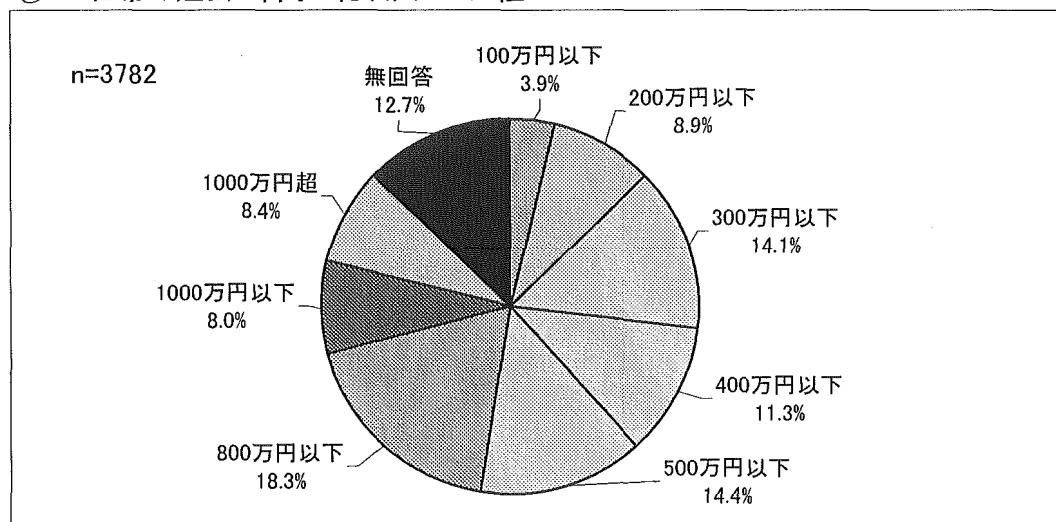
⑪ 世帯の過去1年間の総収入 ー全体ー



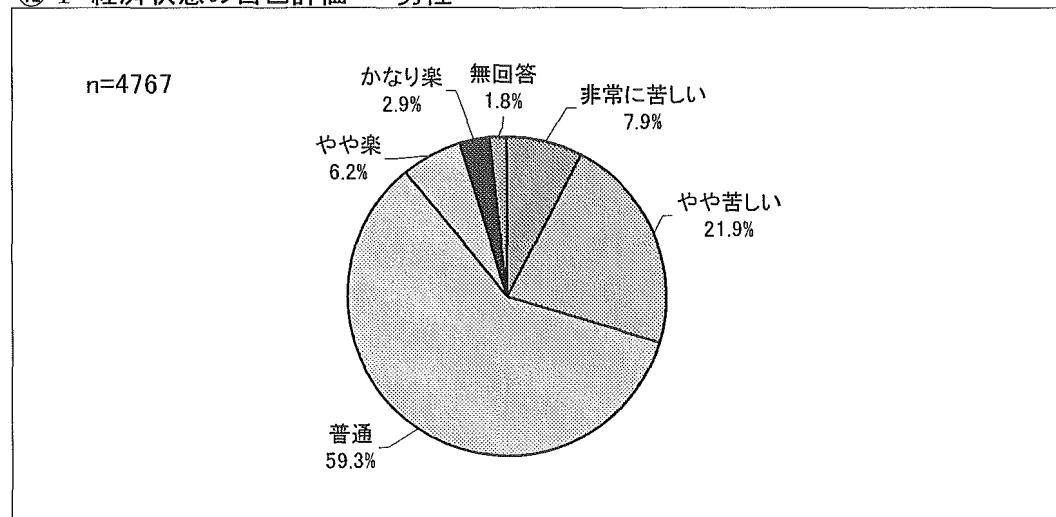
⑪-1 世帯の過去1年間の総収入 一男性一



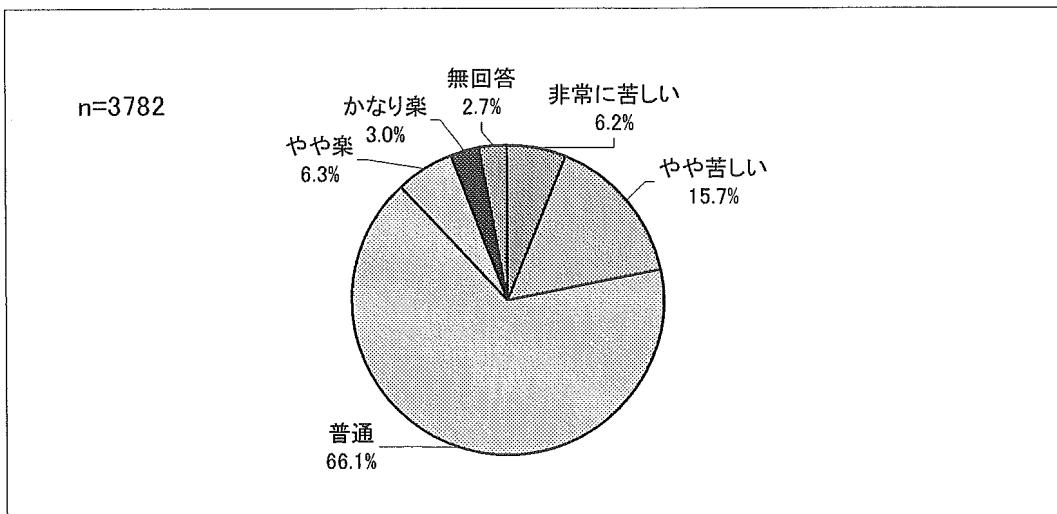
⑪-2 世帯の過去1年間の総収入 一女性一



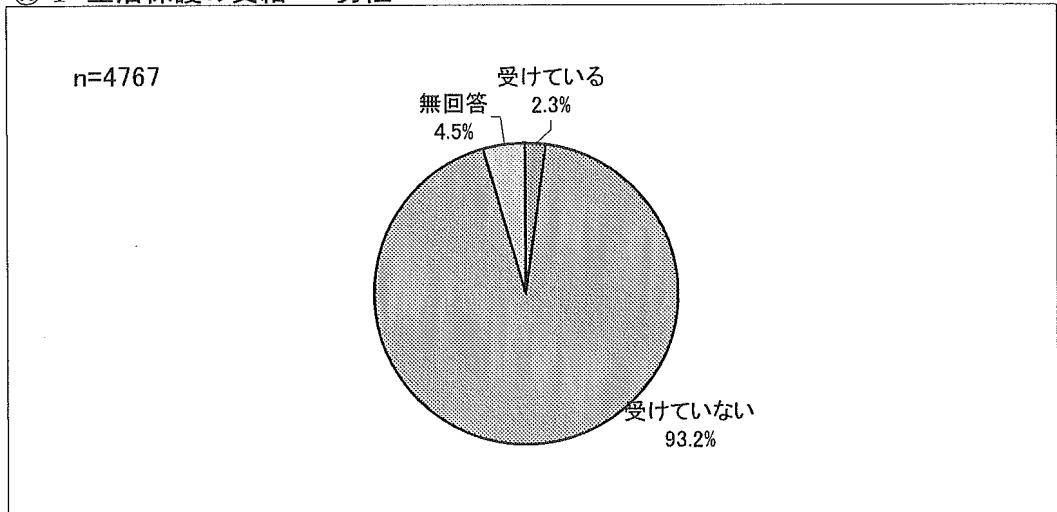
⑫-1 経済状態の自己評価 一男性一



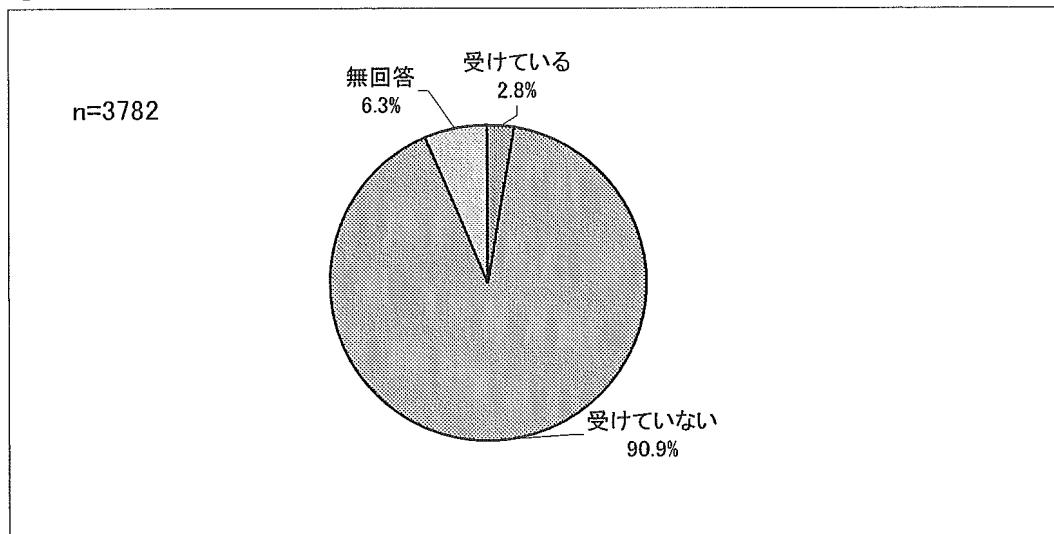
⑫-2 経済状態の自己評価 一女性一



⑬-1 生活保護の受給 一男性一



⑬-2 生活保護の受給 一女性一



社会福祉法人 日本身体障害者団体連合会

① 基本情報

所在地	東京都豊島区目白
創立	1958年6月23日
組織・会員数	全国59都道府県・指定都市、計61団体をもって構成
事業内容	<p>○第2種社会福祉事業</p> <p>(1) 身体障害者の更生相談に関する事業</p> <p>(2) 身体障害者に係る社会福祉事業に関する連絡及び助成を行う事業</p> <p>○その他の事業</p> <p>(1) 在宅障害者の団体組織の育成強化ならびに助成</p> <p>(2) 身体障害者の福祉増進のための情報の収集・提供</p> <p>(3) 身体障害者問題に対する調査・研究</p> <p>(4) 福祉機器の研究、開発および普及</p> <p>(5) 組織指導者、身体障害者相談員等の各種中央研修</p> <p>(6) 身体障害者社会参加促進等福祉推進のための事業</p> <p>(7) 身体障害者に係る全国機關紙の発行</p> <p>(8) その他この法人の目的達成のため必要な事業</p>

② 意見・要望等

無年金問題を一日でも早く解決してもらいたい。

③ 本調査結果に関連する質問と回答

質問① 貴団体に所属している障害者の抱えている不安や悩みはどのようなものか。

回答 団体として調査を行ったことはないが、高齢の人が多いので特に就職や外出といった面で不安や悩みがあるように思われる。

質問② 貴団体に所属している障害者の経済状況はどのようなものか。
貴団体に所属している障害者は世帯生計中心者となっているか。

回答 団体に所属している会員は生計中心者になっている人が多いと思われる。会員の多くは高齢者のためその生活は苦しいと思う。

質問③ 貴団体に所属している障害者の就業状況はどうか。

回答 会員のうち約3分の1は高齢者で年金生活者である。脳性麻痺や視覚障害などの重度の障害者は就業について大変厳しく地域での自立生活は苦しいと思われる。

質問④ 貴団体に所属している障害者の生活実態はどうか。

回答 質問③と同じ

質問⑤ 貴団体に所属している年金を受給していない障害者をどのくらい把握しているか。

回答 具体的には把握していない。今回の調査結果から想定すると、障害者の場合は必要とする情報を入手することが非常に困難であるから、年金の手続を知らなかつたということは多く見られたはずである。その辺の手続不備が多かつたのではないか。

財団法人 全日本ろうあ連盟

① 基本情報

所在地	東京都新宿区山吹町
創立	1947年5月25日
組織・会員数	全国都道府県に1団体・主な会員は成人聴覚障害者 2万6,048人（2003年3月31日現在）
事業目的	ろうあ者の人権を尊重し、文化水準の向上を図り、その福祉の増進を目的としており、具体的な行動としては、国政や地方自治体にろうあ者福祉事業の推進を要望し、社会的には手話の普及などの活動を通してろうあ者の社会的自立の環境整備を図っている。
事業内容	(1) 全国ろうあ者大会 各種研修会（全国組織活動者研修会、全国専従職員研修会、全国ろうあ者相談員研修会、職業安定所手話協力員研修会等） (2) 委託事業（厚生労働省、国際協力事業団：JICA） (3) 共催事業（高校生の手話によるスピーチコンテスト、全国手話通訳問題研究集会等） (4) 出版活動 (5) 機関紙活動 (6) 國際活動

② 意見・要望等

2003年6月に山梨県甲府市において開催された第51回全国ろうあ者大会、大会決議の趣旨により、障害基礎年金について国に対して次の3点を要望している。

- (1)障害基礎年金の増額および各種年金との併給を図ること。
- (2)障害基礎年金において子を扶養する者が、等しく加算受給できるようになること。
- (3)障害基礎年金の所得制限を撤廃すること。

大きな問題と認識しているのは、社会状況により今後の年金改正時に支給額が減額されないこと、また在日外国人の方々の無年金問題である。

以前は主に福祉の枠内での要望であったが、例えば手話通訳者の確保の問題も福祉施策への要望に止まらず、今後は生きていく権利として求めていきたいと考えている。なんでも福祉施策の枠とするのはおかしいのではないか。無年金の問題についても福祉の枠内で対応しようと考えられているようであるが、今後は生きていく権利として保障するようなスタンスで要望していきたいと考える。

この度、団体として全国で聴覚障害者が利用できる社会資源を調査し「聴覚障害者のための社会資源便利帖」として取りまとめた。その結果、聴覚障害者のための社会資源は非常に少ないことがあらためて明らかになった。ホームヘルパーをみても、手話のできるヘルパーを派遣できる介護サービス事業者が極めて少ない。それ以前に、もともと手話ができるヘルパー自体が極めて少ないため、介護を必要とする聴覚障害者とのコミュニケーションが非常に困難なケースが見受けられる。手話のできないヘルパーが派遣されたため、聴覚障害者がかえってストレスが大きくなってしまうことがある。障害に加え介護を必要とする高齢者は、いわば障害と介護という「2重のハンディキャップ」で苦しんでいるといえる。いわゆる要介護高齢者ももちろん苦労されているが、聞こえないと言う障害がプラスされることで、通常の介護とは異なる実態があることは認識する必要がある。社会資源の整備については地域レベルでの整備が求められている。地方自治体の果たす役割には大いに期待したいところである。現在、聴覚障害者を中心に手話のできるヘルパー養成の取組が各地で始まっているので、これを支援していきたいと考えている。

また、数十年前のろう学校では手話を使うのはいけない、社会に出るには話さないといけないという教育だった。しかし時代が変わってかわって、現在では聞こえないことも人として認められるようになった。聞こえない子をもつ聞こえない親には、2つのパターンがある。1つは聞こえないことを認めたうえで、自分の子どもにもきちんと手話を教えて、聞こえない人として育って欲しいと思う親。もう一方では自分が受けた教育は間違っていたと思い、ろう学校ではなく普通学校に通わせる親もいる。子どもの将来を考えた場合は、ろう学校でも普通学校でもどちらでも教育が受けられる保障が必要であると考えている。また、聞こえない親と聞こえる子どもとの関係には、隠された問題が多くあり、親子間で微妙なところでコミュニケーションがとれないことがある。そのために子どもが非行に走ったり引きこもりがちになったりする場合が見受けられる。

現在もいくつかの小学校で総合学習の一環として手話を取り入れている。聞こえないという障害を特別なものという視線でみると、耳の聞こえない「人」としてみると、子どもの障害に対しての認識に大きな違いができる。小さい頃からの教育が大人になってからの障害者への理解度に差が出てくると思う。耳の聞こえない人がいるということやコミュニケーションには手話を使う人もいるということを小さい頃から教育できる環境づくりが、大切であると考えている。

③ 本調査結果に関連する質問と回答

質問① 貴団体に所属している障害者の抱えている不安や悩みはどのようなものか。

回答	<p>対人関係においてコミュニケーションの困難さと不安は、聴覚障害者の誰もが抱いている。同時に、社会の一般的な情報を入手することも困難であり、それが不安を一層増長させている。いつでもどこでも来てくれるような手話通訳者がいなくなったら困るという、不安を持っている人もいる。</p> <p>また、聴覚障害の場合、高齢になると更に人とのコミュニケーションや情報入手が困難となり、生活への不安が増す。子どもが独立したあと高齢の聴覚障害者だけの世帯になると、誰に世話をしてもらえるのか不安になる。聞こえない人が仮に養護老人ホーム等に入所したとしても、そこにはよりよい生活が送れる保障がない。コミュニケーションが困難なため、他の入所者から孤立してしまうことがよくみられる。聴覚障害者のための養護老人ホームは北海道、京都、広島及び福岡のみである。</p> <p>移動については他の高齢者と同様に体力の衰え等から不自由になる。ただし、他の高齢者と最も異なるのは、どこにどのような方法で行ったらよいのか等、移動方法の情報が入らないことが常に不安になることである。</p> <p>日常生活において、聴覚障害者の場合、来客を知らせるために玄関の音を光に転換したり、テレビの音声を字幕に変換したりする機器が必要となる。消耗品のため買い替えが必要にはなるものの、これらは何らかの福祉的措置（日常生活用具）がとられており、それほど困難な状態にはなっていない。しかし、手話通訳者についてはいつでもどこでも来てくれるという状況にはなっていない。ろうあ者のコミュニケーションにとって手話通訳者はとても重要な存在である。</p>
----	--

質問② 貴団体に所属している障害者の経済状況はどのようなものか。

貴団体に所属している障害者は世帯生計中心者となっているか。

回答	全日本ろうあ連盟のように成人で聴覚障害のみの場合は、比較的生計中心者となっている場合が多いと思われる。ただし、聴覚障害と知的障害をあわせもつなどの重複障害者の場合は、働く場がないこともあり、家族のサポートにより生計を維持していると思われる。
----	--

質問③ 貴団体に所属している障害者の就業状況はどうか。

回答	聴覚障害のみの場合は、その大半の人が常用雇用で就業していると思われる。また、パートでの就業も多くみられる。そのうち、企業の経営合理化により、常用雇用からパートへの格下げ等も比較的みられる。ただし、聴覚障害者の場合はコミュニケーションの面からくる人間関係などの問題で職場定着率が低く、また情報保障がないために職場の技術革新についていけないなど、就業の機会が激減していることが危惧される。
----	--

質問④ 貴団体に所属している障害者の生活実態はどうか。

回答

今回の調査結果でみると「普通」に該当する人が多いと思うが、実態はもう少し苦しいのではないか。近年の企業の倒産やリストラなどにより、就業の機会が奪われ、収入が減少する中で、その生活実態は苦しい状況にあると認識する。

質問⑤ 貴団体に所属している年金を受給していない障害者をどのくらい把握しているか。

回答

全日本ろうあ連盟の場合、生まれつきや子どもの頃に聴覚障害になった者が多く、20歳になれば障害年金を受給できるようなるため、いわゆる無年金者はあまりいないのではないかと思われる。ただし、「要望・意見」にもあるように聴覚障害をもつ在日外国人など少ないとは言っても無年金になっている聴覚障害者がいることは事実である。

(参考)

財団法人全日本ろうあ連盟「聴覚障害者のための社会資源 便利帖 -動き出した支援費制度-」、2003年

社会福祉法人 日本盲人連合会

① 基本情報

所在地	東京都新宿区高田馬場
創立	1948年
組織・会員数	58都道府県・政令指定都市 のべ約5万人（2000年3月現在）
事業目的	視覚障害者自身の手で、“自立と社会参加”を実現しようと組織された視覚障害者の全国組織。国や地方自治体の視覚障害者政策－人権、福祉、教育、職業、環境問題等－の立案・決定に際し、視覚障害者のニーズを反映させるため、陳情や要求運動を行っている。
事業内容	<p>○第2種社会福祉事業</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 盲人団体に対する連絡、指導、助成 (2) 更生相談所の設置運営 (3) 点字図書館の設置運営 (4) 点字出版所の設置運営 <p>○その他の事業</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 職域拡大、あん摩、はり、きゅう等の生業安定に関する研究 (2) 盲人福祉に関する調査、研究 (3) 点字情報ネットワーク事業 (4) 録音製作事業 (5) 補装具、用具の開発、点字、販売斡旋 (6) 海外諸団体等との交流、情報交換 (7) 厚生労働省から委託を受け、「点字JBニュース」（日刊）、「点字厚生」（点字版）、「声の広報・厚生」（録音テープ版）、海外の視覚障害者の動きを伝える「ワールドナウ」（点字版）、「厚生労働白書」（録音テープ版）等を発行 なお、「点字JBニュース」は電話ナビゲーションシステムにより、電話回線を通じて音声でも提供。 (8) 東京都から委託を受け、ガイドセンター事業、点訳奉仕者講習会、朗読奉仕員専門者養成講習会の実施

2003年5月に神奈川県小田原市において開催された第56回全国盲人福祉大会・神奈川県大会、大会決議事項について国に対して年金に関することとして次の点を陳情している。

- (1)障害基礎年金を、1級は月額10万円以上、2級は月額7万5,000円以上に引き上げること
- (2)特別障害者手当を常時介護を要する全盲の单一重度障害者にも給付すること、または介護手当を創設すること
- (3)所得制限を緩和すること
- (4)無年金問題の早期解決を図ること

(注)日本盲人会連合「愛盲時報」平成15年6月10日、第197号より一部抜粋引用

障害基礎年金の水準が社会保障制度として本当に妥当かどうか問い合わせてきた。団体に所属する視覚障害者は自営業者が多いため国民年金に加入している割合が高い。視覚障害者にとって情報不足は致命的であるから、年金制度等について自治体もさることながら社会保険庁として確実に情報が行き届くような仕組みを早急につくって欲しい。近年はホームページによる情報伝達がさかんではあるが、視覚障害者でパソコンを十分に活用しているのは本当に少なく、利用率は数パーセントにとどまっているのが実態である。ましてや視覚障害者も高齢化（高齢ゆえに失明という場合も含む。）しておりホームページの利用・活用は非常に困難といわざるを得ない。したがって、ホームページに掲載されているからといって、情報提供していることにはならないと認識している。措置から支援費制度に移行したが、どこにいっても支援費制度の情報はホームページに掲載されているとよく言われる。掲載されたとしても視覚障害者にとっては事業者を選びようがない。もっともっときめ細かく情報提供してもらわないと困る。

障害に加え介護を必要とする高齢の者は、いわば障害と介護という「2重のハンディキャップ」で苦しんでいる。要介護高齢者ももちろん苦労されているが、障害者の場合は通常の介護とは異なっているという認識が重要である。障害者が高齢になつても高齢加算のような対策は何もなく障害者はいくつになつても障害者としてしかみられない。そうなると一般の高齢者との差が大きくなってしまう。

支援費制度では本人及び扶養義務者に自己負担分がかかるようになった。換言すれば、本人の意思のみでサービスを受けることができなくなってしまった。サービスを利用する際には家族の同意が必要になったといえる。したがって、障害者本人が高齢となっていれば利用負担等は本人の子どもに頼らざるを得ない場合が生ずる。しかしながら、本人は子どもに迷惑をかけたくないと思っているからなかなか頼みづらいのが実際のところである。これまでサービスを利用して気軽に外出していたとしても支援費制度になってからはそのような社会参加さえもできにくくなってしまった。たとえばホームヘルプサービスの場合、ホームヘルパーが視覚障害者に対してコミュニケーションの仕方がわからずサービス提供が困難になることも見受けられる。ホームヘルパーのコミュニケーションへの配慮が求められる。また、要介護度の判定においても、視覚障害者は比較的身体的な自立度が高いため要支援ないしは要介護1と判定されるケースが多い。しかし、実際の70歳～80歳くらいの視覚障害者は日常生活動作においては視覚からの情報がないためにひとりで風呂にも入れないし料理もできないので自立生活が困難であり、多くの場面で介助等が必要となる。このあたりの判定と実際との齟齬が問題であると思われる。

また、比較的若い世代の人について言えば、もちろん大学からの学習環境の整備が重要であるとともに、就業の面からみれば大学卒業後の就業環境の整備が現状では行き詰まつており、その整備が必要である。場合によっては大学を卒業してから再度盲学校に入学して針、きゅう及びマッサージの免許を取得しようとする人もめずらしくない。針、きゅう及びマッサージ業によってとても優秀な腕前で自営している人もいるが、一方で生業として成り立っていない人もいる。近年騒がれているIT産業といつてもこの分野での就職状況は視覚障害の場合は少数である。通勤等の移動保障の問題、職場でのコミュニケーションの問題、そして周囲との不安解消の問題等に配慮しながら障害者の就労問題を労働政策に組み入れたような保障ないしはシステムづくりが必要であると考える。

③ 本調査結果に関連する質問と回答

質問① 貴団体に所属している障害者の抱えている不安や悩みはどのようなものか。	
回答	<p>視覚障害の場合、目が見えないということは他の障害ももちろんご苦労はあるかと思うが、それと比較しても大きなハンディがある。単に不自由さというよりもとにかく周囲の状況ないし本人の置かれている状況がほとんど把握できない。周りの人から教えてもらってやっと把握できるという不安は何ものにもかえがたいものである。収入とかよりも毎日の生活の中でたえず不安な心境である。特に1人暮らしの場合はだれが訪問してきてもわからないため、より不安である。いろいろな実態調査では視覚障害は身体障害とひとくくりでまとめられて調査結果として出されている。しかし、視覚障害でみた場合、同居者の割合はもつと高いはずだし、就業状況も実態とは異なっている。調査は実態に伴っていなければ意味がないので、ただ単に平均だけで出しても意味がないものとなってしまうので解釈には気をつけるべきである。また、読み書きの問題も不安である。小さい頃から点字の生活をしている人は黙読と同じくらいの速さで読むことができる。中途障害の場合の点字習得はかなり困難である。</p> <p>種々の申請においても「誰かが代筆してくれる」と思われるがちであるが、実際はその「誰か」を探すのがとても難しい。福祉サービスの利用についても、視覚障害の場合も申請や手続に関する支援がないと利用できない、社会生活ができないという実態がある。措置から支援費制度に移行したが、支援費制度になり手続が非常に煩雑になるし事業者とも契約しなければならなくなり、それならば一層のこと家にいたほうがいいという人もいる。能力のある人はどんどん制度を利用して不服申し立て等もできる。しかし一方では全く利用できない人がほとんどであるという実際を知る必要がある。それらの人の生活はより困難になったといわざるを得ないと思われる。</p>

質問② 貴団体に所属している障害者の経済状況はどのようなものか。 貴団体に所属している障害者は世帯生計中心者となっているか。	
回答	団体に所属している人でいえば、自営業の人の場合は一応は生計を確保している。また、生活保護を受けていることはまずないと思われる。ただし、生活保護を受けている人は会費の支払が困難であることを考えると、団体では把握しかねているのかもしれない。また、視覚障害は他の障害に比べてみると、視覚障害者の平均年齢は突出して高く、就労意欲はあっても就業できない人が多く、生活を営む手段として生活保護を受給している割合が多いと思われる。